

東北大学大学院農学研究科附属動物研究棟内規

制定 平成 30 年 2 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東北大学大学院農学研究科附属動物研究棟（以下「動物棟」という。）の組織、運営及び利用について定めるものである。

(施設長、副施設長及び施設職員)

第 2 条 動物棟に、施設長、副施設長及び管理室職員を置く。

- 2 施設長は、動物棟の業務を掌理し、副施設長は、施設長を補佐する。
- 3 施設長は、農学研究科の教授又は准教授のうちから、副施設長は、農学研究科の准教授又は助教のうちから、次条に規定する運営委員会の議に基づき、教授会において選出する。
- 4 施設長及び副施設長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 5 管理室職員は、動物棟の業務を処理し、動物の飼育管理について指導を行う。

(運営委員会)

第 3 条 動物棟に、東北大学大学院農学研究科実験施設・大型設備委員会内規第 6 条に基づき、動物棟の管理運営に関する事項を審議させるために、運営委員会を置く。

第 4 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 施設長
 - 二 副施設長
 - 三 各専攻から推薦された教授又は准教授 各 1 人
 - 四 動物生命科学コース、生命化学コースから推薦された教授又は准教授 各 2 人
 - 五 次条に規定する利用者委員会委員長
- 2 運営委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。
 - 3 委員長は、会務を掌理する。
 - 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前項の委員は、再任されることができる。

(利用者委員会)

第 5 条 運営委員会に、東北大学大学院農学研究科実験施設・大型設備委員会内規第 7 条に基づき、動物棟の利用及び利用料に関する事項を審議させるために、利用者委員会を置く。

- 2 利用者委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 副施設長

- 二 動物棟を利用する分野の准教授又は助教のうちいずれか1人
 - 三 動物棟の業務を専ら処理する教員及び技術職員 若干人
 - 四 その他委員長が必要と認めた者 若干人
- 3 利用者委員会に委員長を置き、前項第2号に掲げる委員の互選によって決める。
 - 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 前項の委員は、再任されることができる。

(動物棟の利用)

第6条 動物棟は、農学研究科の教職員、学生及びその他特に施設長が認めた者に限り、利用させることができるものとする。

(利用の申請)

第7条 動物棟を利用しようとする者は、所定の利用申請書を施設長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 施設長は、前項の申請があったときは、当該利用が適当であると認める者に限り、許可するものとする。

3 動物棟の利用を許可された者（以下「利用者」と言う。）は、利用申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに施設長に申し出てその許可を得なければならない。

(利用の規制)

第8条 利用者は、別に定める利用心得を順守し、管理室職員の指示に従わなければならない。

2 施設長は、利用者が利用心得若しくは管理室職員の指示に従わない場合又は動物棟の管理運営に重大な支障を生じさせた場合にあつては、その者の利用の中止又は制限を行うことができる。

(経費の負担)

第9条 利用者は、動物棟を利用した場合は、所定の期日までに利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料は、別表のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、施設長が特に認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、動物棟の運営及び利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て施設長が定める。

附則

この内規は、平成 30 年 2 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この内規は、令和 2 年 3 月 5 日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この内規は、令和 3 年 6 月 10 日から施行し、改正後の別表は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この内規は、令和 5 年 3 月 2 日から施行し、改正後の別表は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

【別表】

(消費税及び地方消費税を含む。)

区分		利用料
マウス・ラット飼育経費	一般飼育室	12.4 円/ケージ/日
	感染室	115.7 円/ケージ/日
	検疫室	24 円/ケージ/日
飼育管理委託料		16.9 円/ケージ/日
施設共通管理費		50,000 円/分野/半年
光熱水費		実費請求

備考

- ・飼育管理委託料は、施設職員に飼育管理作業を委託する場合に負担するものとする。
- ・施設共通管理費は、当該年度の最初の利用月に負担するものとする。
- ・光熱水費は、第 6 条に定める農学研究科の教職員及び学生が利用した場合は、利用者がその金額の 3 割を負担し、残りの 7 割は農学研究科が負担する。ただし、上記以外の者が利用した場合は、利用者が全額を負担するものとする。